

社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー パートタイム職員に関する規程

(平成 30 年規程第 4 号) (改正 平成 30 年規程第 11 号)

(改正 令和 元年規程第 1 号) (改正 令和 2 年規程第 13 号)

(改正 令和 4 年規程第 16 号) (改正 令和 5 年規程第 19 号)

(改正 令和 6 年規程第 8 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー就業規則第 3 条第 2 項の規定により、パートタイム職員（以下「パート職員」という。）に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程でパート職員とは、常態として所定労働時間が、1 日 8 時間以内の時間単位の契約で雇用された者をいう。

(任命)

第 3 条 パート職員の任命は施設長がこれを行う。

2 任命はすべて雇用通知書を交付して行う。

(雇用期間)

第 4 条 雇用期間は施設長が必要と認める期間（1 年以内）とし、必要により再び雇用することができる。ただし、6 5 歳に達した年度の末日までとする。

2 元気館障害者デイサービスセンター運転員及び共同生活援助パート職員は、理事長が特別と認めた場合は、第 1 項に規定する年齢を過ぎた場合でも 7 5 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日をもって退職とする。

3 当該雇用契約について更新する場合又はしない場合の判断の基準は、次の事項とする。

(1) 契約期間満了時の業務量により判断する。

(2) 当該パート職員の勤務成績、態度により判断する。

(3) 当該パート職員の能力により判断する。

(4) 事業所の経営状況により判断する。

(5) 従事している業務の進捗状況により判断する。

(労働条件の明示)

第 5 条 パート職員の雇用に際しては、労働条件通知書を交付して労働条件を明示する。

(服務心得)

第 6 条 パート職員の服務規律は、社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー就業規則の定めるところによる。

(就業時間)

第 7 条 労働時間は、1 日 8 時間以内とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、労働基準法の定めるところにより、労働契約を結ぶときに個別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。

(休日)

第8条 休日は、次のとおりとする。

(1) 毎日曜日

(2) 国民の祝日（国民の祝日が日曜日であるときはその翌日を休日とする。）

(3) 年末、年始（12月29日から1月3日まで）

2 前項の規定に関わらず世話人の休日は、前月26日までに勤務表により明示する。

3 業務の都合上やむを得ない場合は、あらかじめ他の日と振り替えることがある。

(時間外労働及び休日労働)

第9条 パート職員は、原則として労働時間を超えて、又は第8条で定める休日に労働させないものとする。ただし、業務の都合上やむを得ない場合は、時間外労働をさせることができる。

(年次有給休暇)

第10条 パート職員は、勤務年数に応じて別表1のとおり年次有給休暇を受けることができる。

2 年次有給休暇を請求しようとするときは事前に施設長に申し出なければならない。

3 施設長は原則として請求のあった時期に年次有給休暇を与える。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に変更することができる。

4 年次有給休暇日数のうち、その年に使用しなかった日数は、翌年に限り繰越して使用することができる。

(賃金)

第11条 パート職員の賃金は次のとおりとする。

(1) 基本給

(2) 通勤手当

(3) 時間外勤務手当

(4) 処遇改善手当

2 基本給は時間給とし、その額は理事長が定める。

3 パート職員中、勤務日数が週3日以内のパート職員、元気館障害者デイサービスセンター運転員、共同生活援助パート職員、障害者雇用の通勤手当については、別表2により支給する。ただし、その他のパート職員の通勤手当は、職員給与規則を準用する。

4 第9条により勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパート職員には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

(処遇改善手当)

第11条の2 厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善手当、ベースアップ等支援加算及び臨時特例交付金を原資として次の基準により処遇改善手当を支給する。

処遇改善手当 月額8,000円

(欠勤等の扱い)

第12条 欠勤、遅刻、早退により、勤務時間の全部又は一部を勤務しなかったときは、その時間に対応する基本給は支払わないものとする。

(退職)

第13条 パート職員が、次のいずれかに該当するときは退職とする。

(1) 労働契約に期間の定めがあり、かつ、労働条件通知書にその契約の更新がない旨あらかじめ示されている場合は、その期間が満了したとき

(2) 本人の都合により、退職を申し出て事業所が認めたとき、又は退職の申し出をしてから30日を経過したとき

(3) 本人が死亡したとき

2 パート職員が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合はその理由を含む。）について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

(雇止め)

第14条 労働契約に期間の定めがあり、労働条件通知書にその契約を更新する場合がある旨をあらかじめ明示していたパート職員の労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の30日前までに予告する。

2 前項の場合において、当該パート職員が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

(解雇)

第15条 パート職員の解雇は、社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー就業規則の定めるところによる。

(社会保険等)

第16条 社会保険及び労働保険の加入要件を満たしたパート職員については、必要な手続きをとるものとする。

(懲戒の種類及び程度)

第17条 懲戒の種類及び程度は、社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー就業規則の定めるところによる。

(旅費)

第18条 旅費については、社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー職員の旅費に関する規則の定めるところによる。

(登用)

第19条 パート職員で雇用期間が3年以上あり、正規職員への転換を希望する者は、就業規則第4条に規定する選考試験により登用することができるものとする。ただし、登用による選考試験の方法及び時期については、理事長が決定するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の2にかかる規定は令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年2月1日から適用する。